

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第15報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和元年6月28日 保医発0628第1号 「検査料の点数の取扱いについて」
- ・令和元年6月28日 保医発0628第4号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
- ・令和元年7月9日 事務連絡 「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早350		上から12行目	<p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>注 ア～イ 略</p> <p><u>ウ 自家培養表皮(栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症に対し使用する場合)</u></p> <p><u>a 調整・移植キットについては、栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症であって、4週間以上持続しているびらん・潰瘍又は潰瘍化と再上皮化を繰り返すびらん・潰瘍に対して、上皮化させることを目的として使用した場合に、一連の治療計画につき同一箇所に対する移植は3回を限度とし、合計50枚を限度として算定する。なお、同一箇所に対して2回以上移植した場合は、その医学的理由と移植箇所、移植回数を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>b 採取・培養キットについては、一連の治療計画の初回治療月に1回に限り算定できる。</u></p> <p><u>C ヒト自家移植組織(自家培養表皮)を栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症の治療を目的として使用した場合は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。また、複数回に分けて治療することが予定されている場合は、一連の治療計画の内容として以下の事項を摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>i 治療開始年月及び治療終了予定年月</u></p> <p><u>ii 治療間隔及び回数</u></p> <p>エ 略</p>	<p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>注 ア～イ 略</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 略</p>	字句挿入

400	右	上から1行目	<p>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) FLT3遺伝子検査</p> <p>ア FLT3遺伝子検査は、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く）の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複 (ITD) 変異及びチロシンキナーゼ (TKD) 変異の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ウ 本検査、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p>	<p>D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) FLT3遺伝子検査</p> <p>ア FLT3遺伝子検査は、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>イ 本検査は、再発又は難治性の急性骨髄性白血病（急性前骨髄性白血病を除く）の骨髄液又は末梢血を検体とし、PCR法及びキャピラリー電気泳動法により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、FLT3遺伝子の縦列重複 (ITD) 変異又はチロシンキナーゼ (TKD) 変異の評価を行った場合に限り、患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ウ 本検査、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</p>	字句修正
407	右	上から20行目	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守する。</u></p> <p>(25)～(52) 略</p>	<p>D007 血液化学検査</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンD</u> <u>ア ECLIA法を用いた25-ヒドロキシビタミンDは、区分「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</u></p> <p><u>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守する。</u></p> <p>(25)～(52) 略</p>	字句修正